

計画相談の作成率向上に向けた方針

平成 24 年 4 月に施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）等関係法令の改正により、平成 27 年度からは障害福祉サービス・地域相談支援や障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定を行う市町村は、それらに係る申請があったすべての事例において申請者に対してサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされました。

このため、春日井市においては、サービス事業所に対して特定相談支援事業所等の開設の働きかけを行うなど体制整備を進め、現在は 8 つの指定特定相談支援事業所でサービス等利用計画の作成を行っていただいております。また、身近な地域に指定特定相談支援事業所がない場合又は申請者（障害者又は障害児の保護者）が希望する場合については、指定特定相談支援事業所以外の者が作成するサービス等利用計画案（いわゆる「セルフプラン」）としてサービス等利用計画案を市が受け付けています。

しかしながら、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせる利用することが選択肢の拡大につながることで、また適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であることから、今後は、いわゆるセルフプランから指定特定相談支援事業所等が作成するサービス等利用計画へと切り替えを行っていくこととします。

市の取り組み

【サービス事業所等への働きかけ】

計画相談を作成する相談支援専門員の数が不足していることから、相談支援従事者研修（初任者研修）を受講する人に対し、平成 28 年 4 月 1 日までに指定相談支援事業所の相談支援に従事していただくよう要請を行うとともに、引き続き、市内のサービス事業所に対しても、指定特定相談支援事業所の開設の働きかけを行います。

また、サービス提供事業所に対しても、サービス等利用計画について、申請者が希望する場合以外は、指定特定相談支援事業所等で作成していただくよう利用者に指導していただく旨の周知を行っていきます。

【計画相談の状況把握】

特定の指定特定相談支援事業所に業務が集中しないよう常に繁忙状況を確認するとともに、その状況を指定特定相談支援事業所・基幹相談支援センター・委託相談支援事業所に周知し、対応が可能な事業所を紹介できるようにします。

【計画相談支援等プロセスの効率化】

別添資料「計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられるもの」（再度周知）

【サービス等利用計画提出の案内について】

従来は、サービス受給者に対し更新のおよそ1か月前にサービス等利用計画提出の案内をしていましたが、今後は、更新のおよそ3か月前に案内することとし、申請者が計画相談支援事業所に相談できる体制をつくります。

事業者の取り組み

第3次春日井市障がい者総合福祉計画（平成27年度～29年度）での成果目標において、「サービス等利用計画を作成した人のうち、計画相談支援・障がい児相談支援を利用した人の割合」を平成29年度の目標値として23%と設定しました。したがって、その目標を達成するためには、平成27年度末までに8つの指定特定相談支援事業所において128件（1事業所あたり16件）のサービス等利用計画の作成が必要です。

【参考】

	平成27年3月31日現在	平成29年度末
サービス等利用計画が必要な人	2,230人	2,800人（推計）
うち指定特定相談支援事業所等が作成するサービス等利用計画	250件	644件（推計）

$(644 - 250) \div 3 \text{年間} \div 8 \text{事業所} = 16 \text{件}$